いつもお世話になっております。社会保険労務士法人アルファ・コンサルティングの小島です。

　社会保険の事業所の手続きにようやくマイナンバーの活用が始まることになり、様式が3月5日から変更となります。

┏━┓

┃1.┗┓お仕事カレンダー：2018年3月のお仕事カレンダー

┗━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━…‥・

　3月のお仕事カレンダーを公開しました。36協定を年度単位で締結・届出をしている企業も多いのではないでしょうか。早めに準備にとりかかりたいものです。

↓毎月更新しているお仕事カレンダーはこちらから

<http://www.alphaco.jp/monthly_work_4679.html>

┏━┓

┃2.┗┓平成30年1月よりの税法上の「控除対象配偶者」と健康保険「被扶養者」の差異

┗━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━…‥・

　平成30年1月より改正所得税法が施行され、合計所得が1,000万円（給与所得のみの場合は、給与等の収入金額が1,220万円）を超える場合には、これまで控除対象配偶者となっていた人が、控除対象配偶者に該当しなくなりました。しかし、これは、所得税法の話で、控除対象配偶者に該当しなくなっても、健康保険法上は被扶養者に該当することに変更はありません。但し、この差異の発生のために、新たに健康保険の被扶養者になるときの確認資料の取り扱いが変わりました。↓このニュースの続きはこちらから！

<http://www.alphaco.jp/news_contents_4669.html>

┏━┓

┃3.┗┓おすすめリーフ：有期雇用労働者の離職理由の取扱いが変わります

┗━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━…‥・

　今回のおすすめリーフレットは、「有期雇用労働者の離職理由の取扱いが変わります」です。2018年2月5日より、有期労働契約者が更新上限到来により離職した場合の取扱いが変わりました。内容を確認しておきましょう。

↓「有期雇用労働者の離職理由の取扱いが変わります」を含む

　　　　　　　　　　　　　　人事労務管理リーフレット集はこちらから！

http://www.alphaco.jp/leaflet\_4.html

━…‥‥…━…‥‥…━…‥‥…━…‥‥…━…‥‥…━…‥‥…━…‥‥

発 行 元：社会保険労務士法人アルファ・コンサルティング

　　　　〒101-0065　東京都千代田区西神田1-3-6 UETAKEビル5階

<TEL:03-6811-0570>　FAX：03-6811-0571

発 行 人：小島史明　[kojima@alphabenefit.com](mailto:kojima@alphabenefit.com)　ホームページ ：<http://www.alphaco.jp/>

──────────────────────────────────

※リンク先は、すべて当事務所のホームページとなっております。※メール配信も致します。